

別紙様式 1

1. 最終処分場の概要

①最終処分場名及び住所			
②埋立開始年度			
④処理業者名	⑤面積	m ²	⑥埋立容量
			m ³
⑦浸出液処理設備の設置費用及び処理能力	円, m ³ /日		
⑧維持管理に必要な費用の額 (総額)	円		
⑩埋立処分終了予定年度	平成 年度		

2. 維持管理に必要な費用の額 (総額) の内訳について (特定災害防止準備金における最終処分災害防止費用見積額における種別単価の上限値 (平成3年7月15日衛環176号) にならって算定 (回答様式 1. II. において2を選択) している都道府県等のみ御記入ください)

維持管理の種別	費用
覆土	
法面保護工	
植栽	
浸出液処理設備の維持管理	
雨水排水溝敷設	
火災の発生防止	
設備の点検	
公共の水域及び地下水の水質測定	
施設撤去	
遮断型処分場の覆い	

3. 廃棄物処理法施行規則第4条の10第1項に基づく通知文書の写しをFAXにてご提出ください。

維持管理積立金制度と特定災害防止準備金制度の相違点について

	維持管理積立金制度	特定災害防止準備金制度
制度の目的	埋立終了後の最終処分場の適正な維持管理に必要な額を積み立てること	同左
制度の任意性	廃掃法上の義務	任意
制度の対象		
施設	・一般廃棄物の最終処分場 ・産業廃棄物の最終処分場(管理型に限る。)	場 ・産業廃棄物の最終処分場 (維持管理積立金制度の対象となるものを除く。)
設置者	・国又は地方公共団体以外の者	・一般廃棄物処理業者 ・産業廃棄物処理業者 ・特別管理産業廃棄物処理業者
埋立開始時期	平成10年6月17日以降	限定なし(維持管理積立金制度の対象となるものを除く。)
積立て先	環境保全再生機構	信託銀行等

※ 維持管理積立金の対象となる最終処分場を、廃掃法上「特定一般廃棄物最終処分場」又は「特定産業廃棄物最終処分場」という。